会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅰ第2122号
令和6年1月24日

郡市・大学医師会長　殿

埼玉県医師会長　金井　忠男
(公印省略)

難病指定医および協力難病指定医の手続におけるオンライン申請システムの運用開始について

このことについて、埼玉県保健医療部長より別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会においてもご承知いただき、貴会管下関係医療機関にご周知くださいますようお願いいたします。

なお、さいたま市は、令和5年6月より電子申請を開始しておりますことを申し添えます。

担　当：業務課業務Ⅰ担当　石川
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５

富加八潮医師会
収受
6.1.24
第1092号

疾第２３０６号
令和６年１月１７日

一般社団法人　埼玉県医師会
会長　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　表　久仁和（公印省略）

難病指定医および協力難病指定医の手続におけるオンライン申請システムの運用開始について（通知）

難病対策の推進については、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記について、申請者の手続負担軽減及び利便性の向上を図るため、難病指定医および協力難病指定医の手続におけるオンライン申請システムの運用を開始することとしましたので、貴会員へ周知してくださるようお願いいたします。

記

１　運用開始日

令和６年２月１日

２　対象となる手続

難病指定医および協力難病指定医 新規申請・更新申請・変更届出・辞退申出の４種類

３　対象となる医師

埼玉県内（さいたま市を除く。）の医療機関を主たる勤務先とする医師

４　本システムの概要について

埼玉県ホームページに「操作方法マニュアル」等を掲載しておりますので、御参照ください。

URL：https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/nanbyo/siteii.html

５　留意事項

本システムの運用開始後、難病指定医および協力難病指定医の手続は原則オンラインで行います。なお、長期にわたってインターネットが使用できないなど特別の事情が発生した場合は、従来どおり書類による申請も受け付けます。

担　当　指定難病対策担当
ＴＥＬ　０４８－８３０－３５６２

難病指定医および協力難病指定医の手続のオンライン化によるメリット

令和６年１月１８日
埼玉県保健医療部疾病対策課

手続（新規申請・更新申請・変更届出・辞退申出）をオンライン化することで、申請者の負担軽減が見込まれます

導入前



（難病指定医 新規申請書）

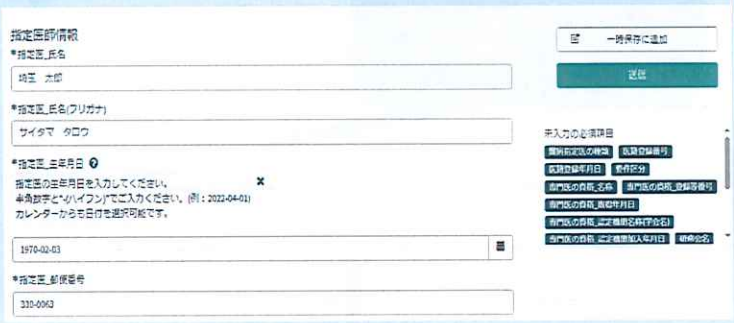
紙の申請書を印刷して記入し、郵送または持参により提出

内容に不備がある場合、県からの確認の電話に対し回答

県から交付された指定書の保存・管理は紙面で行う

更新申請や変更届出をする際に、過去の情報は紙ファイルから探す

導入後



（オンライン申請 新規申請画面）

紙が不要になり、オンライン上で手続が完結※

コメントでのやり取りが可能になり、電話の手間を省略（県からのコメントが届くと、メールにて通知）

県から電子上でPDFの指定書が交付され、電子保存・管理が可能

2回目以降の手続の際には、医籍登録番号を選択することで、過去の情報を自動入力

※これまでどおり紙面での申請も可能です。

導入効果

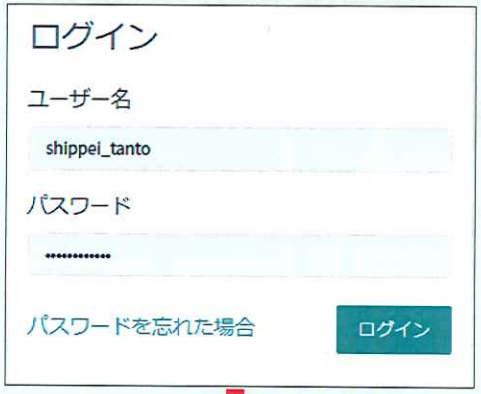
提出方法の簡略化

手続に要する時間の削減

自動入力により２回目以降の手続の業務負担軽減

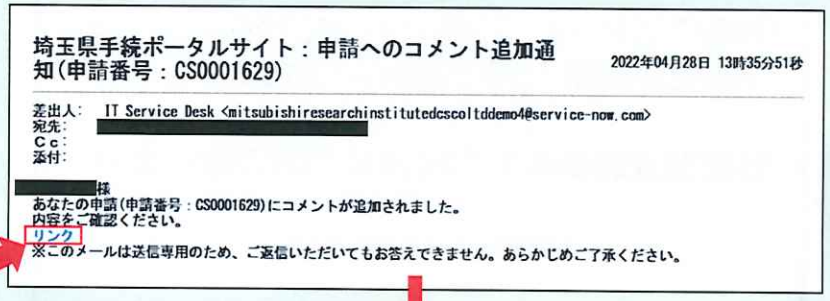
（参考）操作画面の例

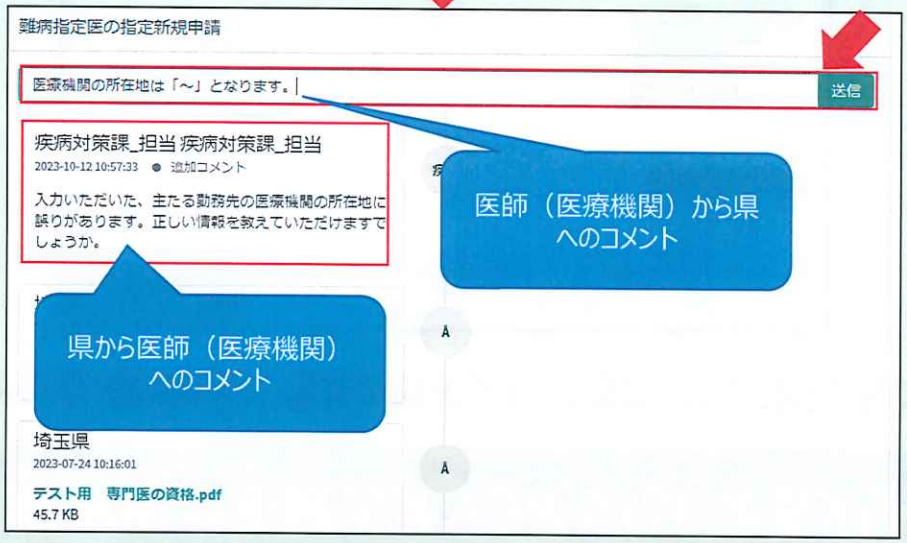
ログイン画面
（埼玉県ホームページからログインできます）



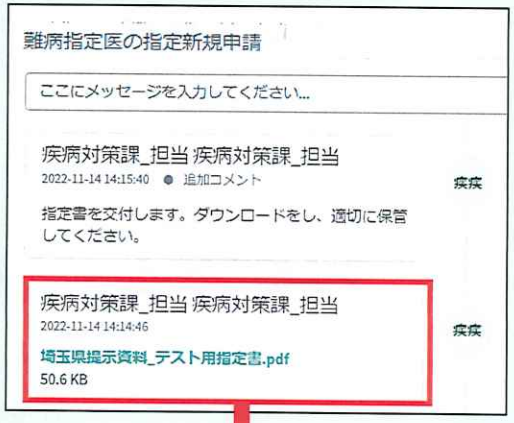


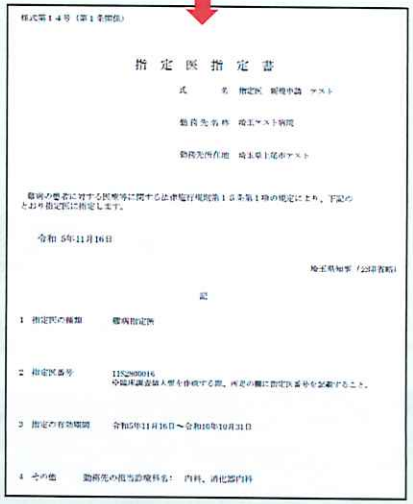
通知メール、コメント画面
（主たる勤務先の医療機関の所在地を誤って申請した場合の例）





指定書交付画面





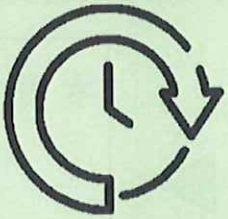
医療機関の皆様へ

難病指定医の手続をオンライン化しました

※特別な事情がある場合は紙での申請も可能です。



申請書を郵送する手間がなくなります。



手続に要する時間が削減されます。



指定書をダウンロードできます。

難病指定医手続フローチャート

事業者登録→パスワード設定→ログイン（裏面①）

- 新規申請（裏面②）
- 更新申請（裏面③）変更届出（裏面④）
- 辞退申出（裏面③）

新規申請・更新申請 → 埼玉県から送信される承認通知を確認 → PDFの指定書をダウンロード

辞退申出 → 埼玉県から送信される辞退承認通知を確認

埼玉県ホームページにマニュアルなどの詳細が掲載されています。



埼玉県マスコット「さいたまっち」

埼玉県　難病指定医　検索

埼玉県庁　疾病対策課　指定難病対策担当　〒330-9301　さいたま市浦和区高砂3-15-1本庁舎4階

手続のポイント

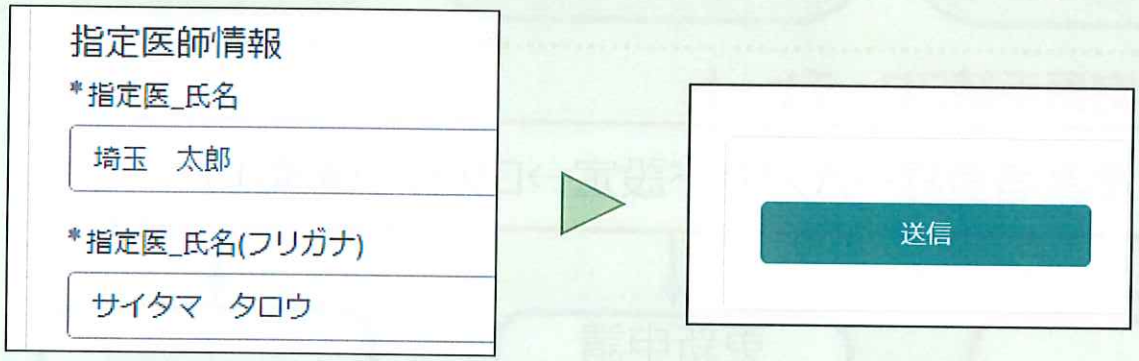
①事業者登録

メールアドレスなどの情報を入力し、パスワード設定を行います。
※一度事業者登録を行えば、再度登録する必要はありません。



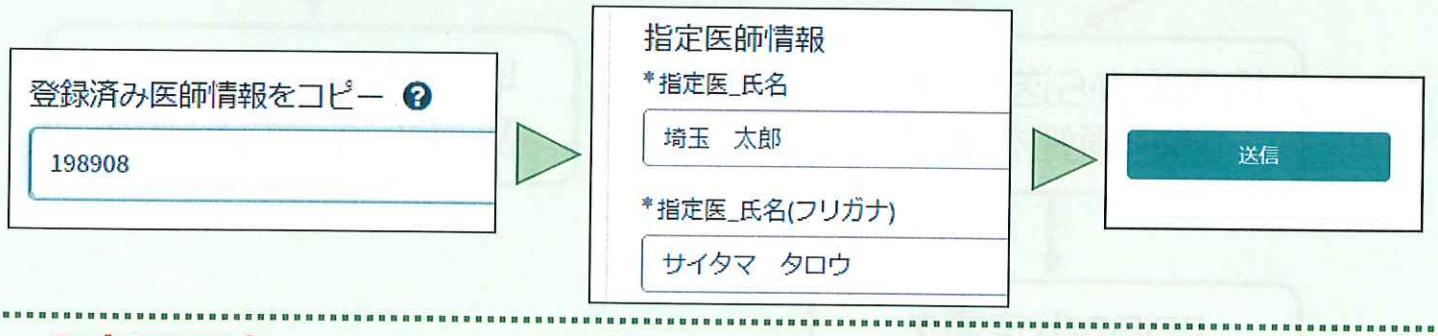
②新規申請

医師の氏名など必要事項を入力後、送信ボタンをクリックすることで、申請が完了します。



③更新申請・辞退申出

必要事項を入力後、送信ボタンをクリックすることで、申請が完了します。
なお２回目以降の申請では、既に登録されている医籍登録番号を入力することで、指定医の氏名、勤務先の医療機関などの過去の登録データが自動入力されます。



④変更届出

変更箇所を修正後、送信ボタンをクリックすることで、申請が完了します。
なお２回目以降の申請では、既に登録されている医籍登録番号を入力することで、指定医の氏名、勤務先の医療機関などの過去の登録データが自動入力されます。

